

# これからの年金制度

## 《厚生年金との一元化後の年金制度について》

共済ニュースすこやか4月号・7月号等でお知らせしたとおり、平成27年10月から被用者年金一元化により地方公務員等共済組合法の改正が実施されます。

このことにより、公務員も厚生年金に加入することとなりますが、今月号では、一元化によって年金制度がどのように変わっていくのかを、具体的にお知らせします。

### 加入する年金について

～ 共済年金は厚生年金へ～

#### ☒ 公務員も厚生年金に加入

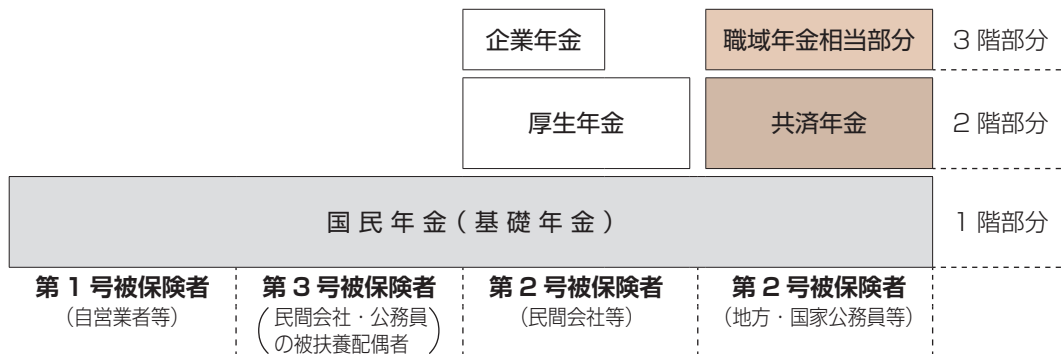
現在、民間企業に勤めている方は厚生年金に加入し、公務員は共済年金に加入していますが、平成27年10月からは公務員等も厚生年金に加入することになります。

#### ☒ 職域年金相当部分の廃止

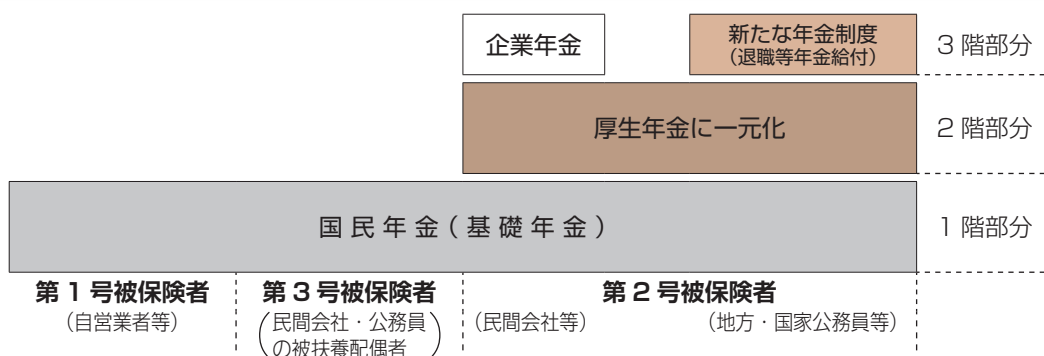
公務員独自の給付である職域年金相当部分（下図の3階部分）が厚生年金にはないため廃止され、平成27年10月以後は、新たな制度（退職等年金給付）が設けられます。

※職域年金相当部分の廃止に伴う経過措置や新制度の内容については、共済ニュースすこやか7月号をご覧ください。

#### 現在の制度



#### 被用者年金一元化後の年金制度（平成27年10月以降）



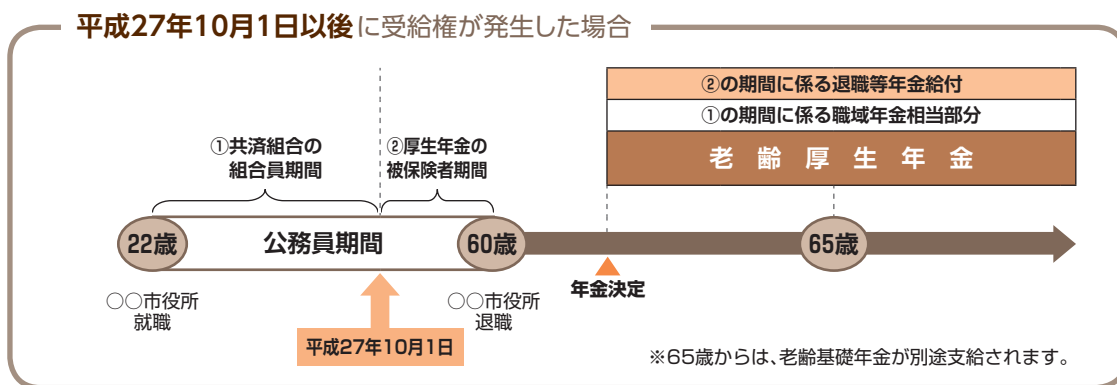
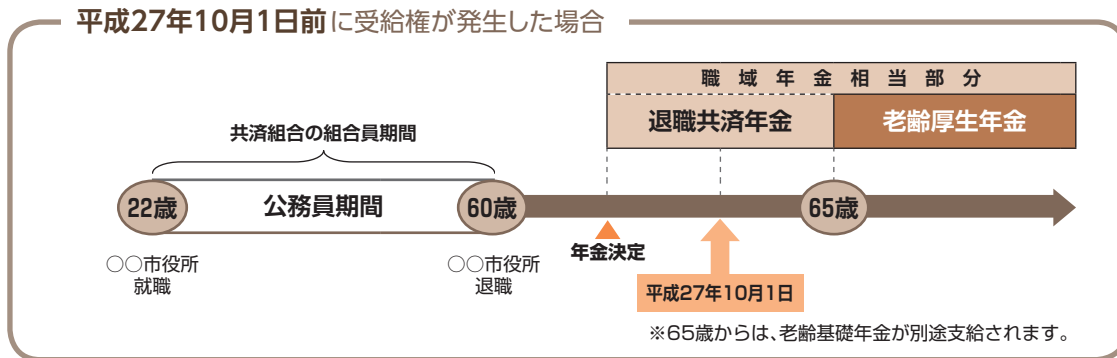
# 受給する年金について

## ～退職共済年金は老齢厚生年金へ～

被用者年金制度が一元化される平成27年10月1日より前に年金の受給権が発生した人は、従来どおり「退職共済年金」を受給しますが、一元化以後に年金の受給権が発生する人は、同じ公務員でありながら「老齢厚生年金」を受給することとなります。

また、受給権発生当時は「退職共済年金」の受給権者であっても、一元化後に65歳になる人は、65歳から「老齢厚生年金」に切り替わることとなります。

下の図は、被用者年金一元化後の公務員年金のイメージです。



## ねんきん Q&A

**Q** 新聞やテレビなどで、今後も年金額の改定があるように報道されていますが、具体的にはどうなりますか？

**A** 年金額は、原則として物価の変動により改定が行われることになっていますが、去る平成25年1月25日に総務省から平成24年平均の全国消費者物価指数の対前年比変動率が0.0%となったことから、平成25年4月から9月までの年金額は、据え置かれることとなりました。

また、現在支給されている年金については、平成12年度から14年度にかけて物価が下落したにもかかわらず、特例措置によりマイナスの物価スライドを行わず年金額を据え置いたこと等により、本来の年金額より2.5% 高い水準（特例水準）となっていることから、この特例水準を平成25年度から27年度までの3年間で解消する法律が、平成24年11月に成立しました。

この法律は、平成25年10月から施行されるため、平成25年10月以降（実際の改定時期は、12月支給期に行います。）の年金額は、1.0% 引き下がることとなります。

なお、解消スケジュールは以下のとおりです。

実施年月	平成25年10月～	平成26年4月～	平成27年4月～
改定率	▲ 1.0%	▲ 1.0%	▲ 0.5%